

高島町倒壊家屋等除却事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある倒壊家屋等の除却の促進を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる良好な生活環境を確保するため、町内の倒壊家屋等の廃材やがれき等を撤去する除却工事に係る経費の一部を予算の範囲内で交付する補助金に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 倒壊家屋等 倒壊した空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定するもの）をいう。
- (2) 自治会等 自治会、自主防災組織等の団体をいう。
- (3) 所有者等 本町の固定資産税課税台帳に登録されている補助対象倒壊家屋等の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人をいう。

(補助対象となる倒壊家屋等)

第3条 補助金の交付対象となる倒壊家屋等（以下「補助対象倒壊家屋等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 個人が所有するものであること。
- (2) 外観による判定において損壊割合が70%以上であること。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象倒壊家屋等が存する自治会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 所有者等と連絡調整等を行うことができない者
- (2) 所有者等から補助対象倒壊家屋等の除却について同意を得ない者
- (3) 補助対象倒壊家屋等の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該権利者から補助対象倒壊家屋等の除却について同意を得ない者
- (4) 所有者等が不存在の場合であって、相続財産精算人又は不在者財産管理人から補助対象倒壊家屋等の除却について同意を得ない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、倒壊家屋等の除却に伴う次の経費とする。

- (1) 重機等借上料
- (2) 廃材運搬費及び処分費
- (3) 業者等に請負わせる場合の工事費及び委託費
- (4) その他町長が必要と認める経費

2 倒壊家屋等を除却するに当たり、著しく景観を損なっている状態の立木がある場合は、立木を処分する経費を含めることができる。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9の額とし、補助対象倒壊家屋等一棟当たりの交付累計額は50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象工事に着手する前に、高島町倒壊家屋等除却事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の見積書及び内訳書の写し
- (3) 補助対象倒壊家屋等の位置図、工事着手前の現況写真

- (4) 登記事項証明書（未登記の場合は、土地家屋名寄帳）
- (5) 第2条第3号に規定する者からの個人情報の取得に関する承諾書
- (6) 所有者等からの同意書
- (7) 補助対象倒壊家屋等の所有者と当該補助対象倒壊家屋等が所在する土地の所有者が異なる場合は、除却工事を行うことの当該土地所有者からの同意書
- (8) 補助対象倒壊家屋等が複数人の共有である場合又は補助対象倒壊家屋等の登記事項証明書に所有権以外の物件（貸借権を含む。）の設定がある場合は、除却工事を行うことの当該共有者全員又は権利者全員からの同意書
- (9) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該家屋等に適合するかを判定の上、補助金の交付の可否を決定し、高畠町倒壊家屋等除却事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（申請内容の変更及び承認）

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更又は取下げをしようとするときは、速やかに高畠町倒壊家屋等除却事業補助金変更交付（取下げ）承認申請書（別記様式第4号）により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高畠町倒壊家屋等除却事業補助金変更交付（取下げ）承認通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、高畠町倒壊家屋等除却事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて遅滞なく町長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 補助対象経費に係る請求書又は領収書等の写し
- (2) 工事状況写真（施工中、完了後）
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 実績報告の期限は、当該除却工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は除却工事を実施した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の報告があったときは、関係書類を審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、高畠町倒壊家屋等除却事業補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、高畠町倒壊家屋等除却事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、高畠町倒壊家屋等除却事業補助金取消通知書（別記様式第9号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この規程に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。